

令和5年第3回取手市議会定例会 議案概要

議案：	8件	条例の一部改正	2件
		市道路線の認定	1件
		令和5年度補正予算	5件
承認：	1件	令和5年度補正予算の専決処分	1件
報告：	2件	予算の継続費精算報告書	1件
		財政健全化判断比率報告	1件
認定：	7件	令和4年度決算の認定	7件
同意案：	1件	教育委員会委員の選任同意	1件
諮問：	2件	人権擁護委員の推薦	2件

議案第46号

取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
(安全安心対策課)

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に関する規定が新設されたことを受け、条例においても管理不全空家等に対する指導・勧告について新たに規定するほか、同法の改正により条項の移動が生じたことに伴う条例で引用する条項の整理等の所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

※ 特定空家等

(空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項。現行。)

- ① 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家等
- ② 次に掲げる状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切と認められる空家等
 - ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われず著しく景観を損なっている状態

※ 管理不全空家等

(改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項。今回新設。)

適切な管理が行われず、放置すれば特定空家等に該当するおそれがあるもの。

議案第 47 号

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (人事課)

不妊治療のための休暇制度について、現行の短期間の休暇制度（有給）に加えて、長期間の取得が可能な休暇制度（無給）を新設することにより、一旦仕事を離れて不妊治療に専念後、再度仕事に復帰することができる環境を整備するため、条例の一部を改正するものです。

・休暇制度の概要

休暇制度	内容	取得できる期間
現行の特別休暇（有給）	不妊治療に係る通院等のための休暇制度	年度中最大 10 日
新設する休暇制度（無給）	一定期間、不妊治療に専念するための休暇制度	通算 1 年まで（※）

※ 取得できる期間等の詳細は、市規則で定めます。

議案第 48 号 市道路線の認定について（管理課）

開発行為により市に帰属した道路（青柳地区 1 路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 49 号 令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は歳入歳出ともに 11 億 2,558 万 6 千円の増額になります。

区分	補正額の財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
補正額	59,063	31,200	31,494	1,003,829

2 歳出予算の主な補正内容

(1) 豪雨災害対策に要する経費 1,645 万 7 千円

6 月に発生した集中豪雨における対応や、今後の災害対策に関する検討を踏まえ、早期に着手が可能なものについて、必要な事業費を補正します。

・排水ポンプ購入 82 万 5 千円【安全安心対策課】

- …浸水・道路冠水の防止及び早期復旧用の排水ポンプを購入。
- ・ 勘兵工堀排水路整備工事負担金 1,000 万円【農政課】
 - …双葉地区北側の排水路のかさ上げし越水を防止します。
- ・ 浸水検知システム構築業務委託料 209 万円【管理課】
 - …浸水・道路冠水状況を把握し早期の対応につなげるため、双葉地区の5か所に設置します。
- ・ 水害対応用備品の購入 354 万 2 千円【消防本部】
 - …浸水防止用のタイガードム(大型の水嚢)や、消防職員が水難救助時に活用する備品を購入します。

(2) 認定こども園の施設整備に対する補助 5,468 万 7 千円【子育て支援課】

- ・ 認定こども園整備費補助金 5,468 万 7 千円増
 - …めぐみ幼稚園が老朽化した園舎の改築工事を行うにあたり、補助金を交付します。(負担割合：国 1/2、市 1/4、事業所 1/4)
 - 工期は令和5年度・6年度の2か年で、今回補正では令和5年度分の補助額(太枠内の国・市の合計額)を計上します。

(単位：千円)

区分	事業費	国(1/2)	市(1/4)	事業者(1/4)
令和5年度分	72,916	36,458	18,229	18,229
令和6年度分	291,664	145,832	72,916	72,916
合計	364,580	182,290	91,145	91,145

(3) 光熱水費の高騰に伴う令和4年度分の指定管理料不足分の精算

3,043 万 6 千円

昨年度のエネルギー価格等の高騰に伴い生じた、各指定管理施設における光熱水費の不足額に相当する指定管理料の精算を行います。(単位：千円)

施設名称	所管課	補正額
取手ウェルネスプラザ	健康づくり推進課	5,395
老人福祉センターあけぼの	高齢福祉課	1,145
かたらいの郷	高齢福祉課	3,367
老人福祉センターさくら荘	高齢福祉課	1,048
市民会館・福社会館	文化芸術課	5,583
取手グリーンスポーツセンター	スポーツ振興課	13,898
合計(6施設)		30,436

(4) その他の主な歳出補正

- ・ ゆめみ野駅自転車駐車場整備工事負担金 621 万 5 千円【安全安心対策課】

…ゆめみ野駅利用者の増加に伴い、関東鉄道株式会社所有地に市の負担で自転車駐車を設置するため、工事費用負担金を計上します。

3 歳入予算の主な補正内容

(1) 国県支出金

- ・就学前教育・保育施設整備交付金 3,645万8千円増【子育て支援課】
…めぐみ幼稚園の改築事業に対し交付される国補助金(補助率：国1/2)
- ・生活保護費負担金(過年度) 1,408万円【社会福祉課】
…令和4年度の生活保護費国庫負担金(介護扶助費分)の精算により追加交付されるもの

(2) 地方債 【財政課】

- ・認定こども園整備事業債 1,450万円増 ・市道整備事業債 650万円増
- ・長寿命化事業債 560万円増 ・自転車駐車場整備事業債 460万円
- …今回の補正予算に計上する歳出事業費の財源として計上する地方債

(3) 寄附金 1,346万5千円増 【財政課】

- ・企業版ふるさと納税寄附金 300万円増(1社)
- ・災害支援寄附金 1,023万7千円増(自治体等8件・企業団体等16件)
- ・災害支援に係るふるさと取手応援基金寄附金 22万8千円増

(4) 一般財源 【財政課】

- ・普通交付税、臨時財政対策債の決定及び前年度繰越金の確定 (単位：千円)

区分	決定額①	当初予算②	増減①－②
普通交付税	8,460,860	8,280,000	180,860
臨時財政対策債	235,536	300,000	▲64,464
R4年度からの繰越金	1,573,627	500,000	1,073,627
合計	10,270,023	9,080,000	1,190,023

- ・繰越金の各基金への積立・財政調整基金繰入金の減額

…前年度繰越金(普通会計)増額分の1/2以上である5億4,496万1千円を財政調整基金へ積み立てます。また、学校施設整備基金へ2億円の積立を行うほか、今回の補正の財源調整により、財政調整基金への繰り戻しを行います。

9月補正後の主な基金の令和5年度末現在高見込み

各種基金の今回補正による増減と現在高

(単位：千円)

基金	補正前残高	繰入額	積立額	補正後残高
財政調整基金	1,615,673	▲311,914	544,961	2,472,548
公共施設整備基金	939,868	7,410		932,458
学校施設整備基金	295,471		200,000	495,471
ふるさと取手応援基金	1,004,576	14,110	2,103	992,569
みどりの基金	39,340	531		38,809
森林環境譲与税基金	21,279	4,760		16,519

議案第50号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に変更はありません。

歳入は、前年度繰越金の確定により1,427万4千円の増額となり、一般会計からの繰入金と同額の1,427万4千円の減額となります。

歳出は、前年度繰越金による人件費の財源充当の変更となります。

議案第51号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

補正予算の額は6億9,178万5千円の増額で、歳入については、前年度繰越金が8億2,472万5千円の増、普通交付金が1億3,635万円の減となります。

歳出は、国保財政調整基金積立金6億6,182万8千円の増、令和4年度の国保特別会計精算による一般会計への繰出金が2,423万7千円の増、出産育児一時金480万円の増となります。

議案第52号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正予算の額は2,756万6千円の増額で、歳入については、前年度繰越金が2,756万6千円の増となります。

歳出は一般会計への繰出金が2,756万6千円の増となります。

議案第 53 号 令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算の額は 1 億 5,281 万 1 千円の増額で、歳入については、前年度繰越金が 3 億 125 万 2 千円の増、介護給付費準備基金繰入金が 1 億 5,109 万 2 千円の減となります。

歳出は国庫金等返還金が 1 億 1,053 万 4 千円の増、令和 4 年度の介護保険特別会計精算による一般会計への繰出金が 3,962 万 6 千円の増となります。

承認第 7 号

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認について

令和 5 年 6 月 2 日から 3 日にかけて発生した集中豪雨により、市内において甚大な被害が発生し、災害救助法の適用を受ける事態となりました。この災害に対応するため、応急処理経費や災害救助費の補正予算措置が必要となりました。

特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、6 月 30 日付で専決処分を行いました。

報告第 8 号 令和 4 年度一般会計継続費精算報告書について

白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業の設計業務及びふじしろ図書館空調設備改修事業について、令和 3 年度から令和 4 年度の 2 年間の継続費を設定しておりましたが、事業が終了しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づき報告するものです。

報告第 9 号 令和 4 年度取手市健全化判断比率について

比率の状況（健全化判断比率は暫定の数値〈速報値〉）

	令和 4 年度		令和 3 年度	
	取手市 健全化判断比率	早期健全化 基準	取手市 健全化判断比率	早期健全化 基準
実質赤字比率	—	12.12%	—	12.08%
連結実質赤字比率	—	17.12%	—	17.08%
実質公債費比率	6.7%	25.0%	6.3%	25.0%
将来負担比率	9.2%	350.0%	12.8%	350.0%

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、令和4年度の健全化判断比率4指標の数値について報告するものです。

4指標の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準（イエローカード）には該当しない結果となりました。

まず、実質赤字比率については、一般会計・取手駅西口都市整備事業・公平委員会の3つの会計が対象となります。

また、連結実質赤字比率については、一般会計・取手駅西口都市整備事業・公平委員会に加え、国民健康保険・介護保健・後期高齢者医療・競輪事業の7つの会計が対象となります。

7つすべての会計において黒字のため、実質赤字及び連結実質赤字は生じておりません。

次に、実質公債費比率については、公債費の返済額及びこれに準じる債務負担行為に基づく支出額等の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標となっております。早期健全化基準（イエローカード）25%に対し、令和4年度決算では6.7%となり、前年度の6.3%から0.4ポイント増加しました。

最後に、ストックの指標であります将来負担比率については、一般会計等の借入金（地方債）や将来支払う可能性のある負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

早期健全化基準（イエローカード）350%に対し、令和4年度決算では9.2%となり、前年度の12.8%から3.6ポイント減少しました

認定第1号から認定第7号まで 令和4年度取手市各会計決算の認定について

認定第1号から認定第7号まで（令和4年度取手市各会計決算）の内訳

認定第1号 取手市一般会計決算の認定について

認定第2号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第3号 取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第4号 取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第5号 取手市介護保険特別会計決算の認定について

認定第6号 取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認定第7号 取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

※ 詳細については、8月25日（金）の議案送付日に、令和4年度の決算書と決算報告書を配布させていただきます。

同意案第3号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

令和元年12月13日付けで就任した石隈 利紀（いしくま としのり）氏（現在1期目）の任期が本年12月12日で満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員（任期4年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

諮問第1号及び諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和2年10月1日付けで就任した次の2人の委員の任期が本年12月31日（※）でいずれも満了することに伴い、引き続き両委員を人権擁護委員（任期3年）として推薦したく、議会の意見を求めるものです。

- ① 諮問第1号 本田 曜子（ほんだ ようこ）氏 ※ 現在1期目
- ② 諮問第2号 島田 三郎（しまだ さぶろう）氏 ※ 現在1期目

※ 両委員の任期は本年9月30日をもって一旦は満了となりますが、平成26年3月6日付け法務省人権擁護局総務課補佐官事務連絡により委嘱発令日等について弾力的な運用が可能になり、水戸地方法務局管内では令和3年7月より委嘱発令が1月及び7月の年2回に変更されたことから、同任期は本年12月31日まで延長され、次期任期は令和6年1月1日からの3年間となります。

※ 人権擁護委員法第9条

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。